

## 食料農業農村基本法の見直しに係る農村政策の展開方向 Direction of development of rural policies based on the revision of the Food, Agriculture and Rural Areas Basic Act

有馬 伸明

(ARIMA Nobuaki)

### 1 はじめに

食料・農業・農村基本法（以下、「基本法」）は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものであり、(1) 食料の安定供給の確保、(2) 農業の有する多面的機能の発揮、(3) 農業の持続的な発展、(4) 農村の振興を理念として、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としている。

平成 11 年の基本法の制定から、四半世紀が経過し、世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少など、食料、農業及び農村をめぐる情勢が大きく変化する中で、基本法を検証するとともに、見直しに向けた議論を進め、第 213 回国会に「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」を提出したところである。

本報告では、基本法の検証の過程と、農村政策の方向性について述べる。

### 2 食料・農業・農村基本法の検証の過程

令和 4 年 9 月に、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問が行われ、これを受け、同審議会は「基本法検証部会」を設置し、基本法の検証・見直しが始まった。同年 10 月以降、同部会において基本法制定後の約 20 年間における農業構造の変遷や国際的な議論の進展等の情勢の変化、それを踏まえた政策の検証及び評価や今後 20 年程度を見据えた課題の整理、更に、見直すべき基本理念や基本的な施策の方向性について議論が行われ、令和 5 年 9 月 11 日の答申において、以下の通り、基本法の基本理念の見直しの方向が示された。

#### (1) 国民一人一人の食料安全保障の確立

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

#### (2) 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、将来にわたって食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。

#### (3) 食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保

今後、離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現し、農業の持続的な発展を図り、安定的な食料供給を確保する。

#### (4) 農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保

地方自治体間の連携の促進、農業以外の産業との連携の強化、農村における生活利便性の向上等を通じて、都市から農村への移住、都市と農村の二地域居住、地域内でのビジネスにおけるイノベーションの創造等によって農村と関係を持つ、いわゆる関係人口の増加を実現することにより、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、農村人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

### 3 農村政策の方向性

令和5年12月27日の第6回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、「食料・農業・農村基本法の改正の方向性について」が本部決定され、基本法の改正に当たって「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点から見直しを行うこととされた。

特に、農村政策の方向性については、基本法の「農村の振興」において、基盤整備と生活環境整備の二本柱に加え、農泊の推進などを念頭に農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する「産業の振興」や多面的機能支払を位置付けるとともに、農村RMO（地域運営組織）の促進等、中山間地域の振興などを念頭に「地域社会の維持」を図っていくほか、鳥獣害対策や農福連携などについて明確化することとされた。

また、具体的な施策の内容として、農村の活性化を図る上で重要な課題である「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から、以下の施策を推進することとされた。

- ① 関係省庁との連携の下、これまで農業・農村に関するしごとに携わっていなかった事業者と農業・農村活性化に関わる関係者とのマッチング機会の創出などを目指した官民共創の仕組みにより、課題解決に協力可能な企業を農村に呼び込む。
- ② その上で、個別の施策については、以下のとおり深化させる。
  - ア) 農山漁村発イノベーションについて、事業化に向けた取組の強化を通じ、新事業や付加価値を創出し、農村の雇用や所得を確保する取組を推進する。
  - イ) 農泊について、更なる宿泊者数・インバウンド誘客・関係人口の増加に向けて、高付加価値化のモデルを創出し、全国へ横展開する。
  - ウ) 農村RMOについて、特に中山間地域等の小規模集落向けに、組織の立上げや活動充実の後押しと、市町村・都道府県・関係府省と連携したサポート体制の構築を推進する。
  - エ) 鳥獣被害対策について、広域的で効率的・効果的な取組を支援する。また、ジビエ利用について、ハンターの育成や需要喚起といった捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策を講ずる。
  - オ) 農福連携について、農業関係者が主体となった地域協議会の拡大の後押しと、障害者だけでなく社会的に支援が必要な者（生活困窮者等）の社会参画を促進する。

新たな基本法を踏まえて、令和7年春頃を目途として、次期食料・農業・農村基本計画（令和7年～令和11年）を検討し、施策の具体化を進めていくこととしている。